

食品分析・標準化センターでは？

食の安全・安心の確保、食品分析の国際標準化には、分析値の信頼性確保が必要です。そのためには試験室は、①妥当性が確認された方法を用いていること、②適切な proficiency testing(技能試験:PT)に参加していること、③内部(品)質管理(内部精度管理)を行っていること、④ISO/IEC17025に適合していること、が要求されます。

分析法の妥当性確認には、室間共同試験による分析の室間再現性が最も重要です。この分析法の妥当性確認や内部(品)質管理には、分析法の真度を評価するために、分析試料と似た主要成分組成で測定対象成分の認証値が決められている認証標準物質(CRM)が利用されますが、国内で作製された食品関係のCRMは非常に限られていて、外国のものを使用することが多いのが実情です。

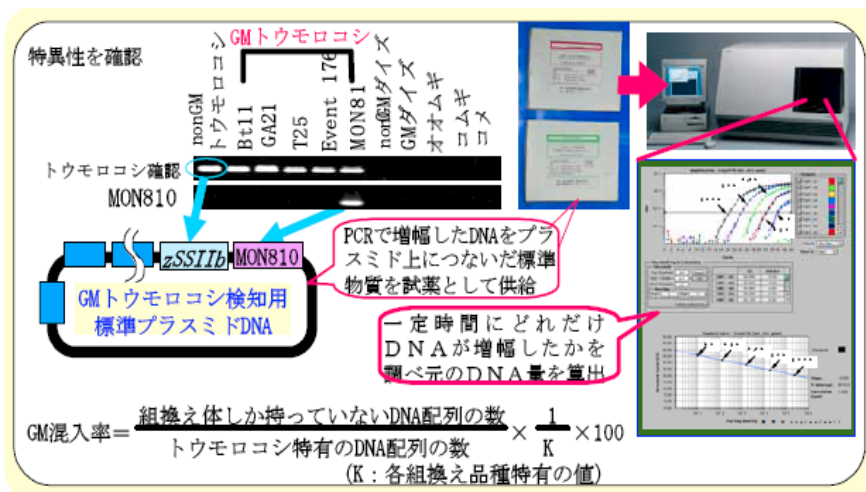
また、第三者機関によるPTへの参加では、参加者は任意の方法で分析することができますので、開発した分析法の性能の立証や使用している方法の点検ができますが、日本発のPTは限られています。

食品は食習慣など、その国特有の事情もあって、CRM、PTともに、外国に供給を期待できないものがあり、また、外国にあっても法律の関係で国内に輸入できない場合もあり、それらの我が国特有の食品や成分については、我が国自体で基盤整備としてCRMの作製やPTの供給を図っていく必要があります。

食総研では、遺伝子組換え農産物の定量法を開発し、国際的にハーモナイズされたプロトコールに従った室間共同試験を行って妥当性を確認し、日本の標準法としました。これらの方法は、ISO規格にも収載されています。引き続き、新規の遺伝子組換え農産物の検知・定量法の開発と室間共同試験による妥当性の確認を行っています。また、遺伝子組換え体標準物質の作製にも取り組み、2007年3月には、ダイズとトウモロコシでISOガイド34に基づく標準物質生産者の認定を取得しました。小麦中のマイコトキシン分析のPTを実施していますが、新たに精米粉末中のカドミウムと必須元素のPTを開始しました。このセンターを核として、さらに対象を拡げ、室間共同試験による分析法の妥当性確認も一般化を図りたいと考えています。

構成

- 上席研究員
- 分析ユニット
- 成分解析ユニット
- 状態分析ユニット
- 非破壊評価ユニット
- 品質情報解析ユニット
- GMO検知解析ユニット
- 化学ハザードユニット
- 食品衛生ユニット
- 穀類利用ユニット
- 計測情報工学ユニット
- 研究技術普及チーム 他



標準法となったGMO定量法